

ワンポイント会計基準

vol.288 「非財務情報に関する動き（第9回目）」について

<サステナビリティに関する欧州等の動向>

2021年4月に欧州委員会（European Commission: EC）から、従来適用されていた非財務報告指令（Non-Financial Reporting Directive: NFRD）に代わり、企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD）案が公表され、2022年11月に欧州理事会（European Council）において最終承認されています。

その概要は次の通りであり、我が国の企業も欧州に一定規模の在外子会社を有する場合などは影響が想定されます。

1. 対象企業及び適用時期は、次の通りです。

(1) 「大企業」に該当する会社は、EUにおける非上場会社（＝在欧州子会社）であっても2025年1月1日以後開始の事業年度から適用されることから、我が国の企業グループに対する影響が想定されます。

なお、「大企業」とは、A)総資産：2,000万ユーロ超、B)純売上高4,000万ユーロ超、C)従業員数250名超のうち、2つ以上の要件を充足する会社をいいます。

(2) 「EU域外適用」として、欧州における連結売上高が2年連続15,000万ユーロ超、大企業に相当する現地法人又は売上高4,000万ユーロ超の支店があるEU域外の親会社を持つ企業グループは、2028年1月1日以後開始の事業年度から適用されます。

2. サステナビリティ情報をマネジメントレポートの中で開示することが義務化され、欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）が作成する欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards: ESRS）に準拠した開示が義務化されます。

3. 企業はダブルマテリアリティの原則に基づいて、開示するサステナビリティ情報を選択する必要があります。

具体的には「影響の重要性（企業が環境・社会に与える影響（in→out）」と「財務上の重要性（環境・社会が企業に与える影響（out→in）」の2つの側面から検討する必要があり、影響の重要性を評価する上で考慮するステークホルダーには、企業やそのバリューチェーンから影響を受け得る者と、投資家などを含むサステナビリティ報告の利用者の2種類があるとされています。

4. サステナビリティ情報及び開示プロセスの保証（当面は限定的保証）が義務化されます。これに並行して、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、国際保証業務基準「サステナビリティ保証業務に関する全般的な要求事項」（いわゆる「ISSA 5000」）の公開草案を2023年8月2日に公表し、12月1日までに143件の意見が寄せられ、2024年中の最終完成を目指すこととされています。

これらの動きを受け、わが国での基準設定主体の活動も活発になっています。

2024年3月末までを目途に、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）から、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のIFRS S1 基準及び S2 基準に相当する日本基準（日本版 S1 基準及び S2 基準）の公開草案が公表される予定ですので、今回は、それらの内容についてお届けしたいと思います。

以上